

平成 21 年 6 月

鍼灸師、あん摩・マッサージ・指圧師
受領委任払い廃止に関する実施要綱

1. 目 的

現在の鍼灸師等への支払い方法は「柔道整復師（接骨院・整骨院）受領委任払い」の制度に準じて各健保の基準で実施してきました。

しかし、平成 18 年 4 月東京高等裁判所において「鍼灸師等の治療にかかる療養費については受領委任払いを認めない取扱いを行なっても不法行為を構成するものでない。（健保独自の判断でよい）」という判決が下されました。

については、療養費支給の適正化に向け、健康保険法に定める原則どおり全額立替払い（償還払い）に改めるものです。

2. 実施方法

6 月中旬 被保険者及び鍼灸師等へ通知文の一斉発送

9 月 1 日 9 月 1 日受診分より一斉実施

- ・9 月 1 日以降の受診分で受領委任払いで請求が来た場合は、通知文に参考の判を押したものを添付のうえ、鍼灸師等へ返却する

以 上

平成 21 年 6 月 12 日

各 鍼灸指圧マッサージ師会 御中

ひかり健康保険組合

療養費支給申請方法の変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、組合業務に関しまして毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、これまでは、受領委任払いの制度に準じて、直接施術者の方々より申請を受け付けておりましたが、療養費の原理原則に基づきまた、給付の确实性を担保するために、誠に勝手ながら、平成 21 年 9 月施術分より、被保険者本人からの申請に基づく支給（償還払い方式）に変更させていただくことをご連絡いたします。

従いまして、平成 21 年 9 月以降施術を受けた者の施術料は、被保険者本人から直接療養費申請がなされた場合のみ支払われることとなります。

それに伴い、当組合指定の療養費支給申請書に、施術内容をご記載頂き、被保険者本人から健康保険組合へ申請をするようご指導、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

敬 具

【問合わせ先】

ひかり健康保険組合
Tel 03 (5951) 7422

以上

平成 21 年 6 月 15 日

被保険者 各位

ひかり健康保険組合
常務理事 上野 勝行

鍼灸師等の治療費が全額立替払い方式に変わります（ご案内）

平素は、当組合の事業運営にあたってはご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、あなた（ご家族）が受診しております鍼灸・あんま・マッサージ・指圧師（以下鍼灸師等という）の治療費（施術料）はあなたが窓口で本人負担分（1～3割）を支払い、残りの治療費は鍼灸師等からの療養費支給申請書（請求書）に基づき、これまでは当組合から直接鍼灸師等へ支払っておりました。

この度下記のとおり取扱いが変更となりますのでご通知申し上げます。

記

1. 変更後の治療費支払方法

- ①治療費の全額（10割）を鍼灸師等の窓口で支払い、「領収書」と「医師の同意書（初回受診時）〈注1〉」をいただく。
- ②治療内容等にそって1カ月単位で「療養費支給申請書（はり・きゅう用）」又は「療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）」に記入のうえ作成。
- ③作成した「療養費支給申請書」には治療費の領収書（原本）と医師の同意書を必ず添付し、当組合に提出。
- ④当組合において審査し、支給決裁後、指定された被保険者本人名義の口座に振込み。
〈注1〉鍼灸師等の治療の療養費を請求するには、初回のみ必ず同意書の添付が必要です。

2. 変更の理由

この度、療養費支給の適正化に向け、平成18年4月東京高等裁判所の判決を参考に、健康保険法に定める**原則どおり全額立替払い（償還払い）**〈注2〉に改めるものです。

現在の鍼灸師等への支払方法は「柔道整復師（接骨院・整骨院）受領委任払い」〈注3〉の制度に準じて当組合の基準で実施してきましたが、原則に基づき療養費支給申請の方法を変更することになりました。

趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

〈注2〉上記1の「変更後の治療費支払方法」①に基づく

〈注3〉受診者が保険証を提示して、窓口で1～3割負担し、残りの治療費を組合が柔道整復師に支払うこと。

3. 実施時期

平成21年9月受診（施術）分から

以 上